

医師及び医療関係職と事務職員との役割分担の推進について

安心・安全で良質な医療を継続的に提供していくため、医師法等の医療関係法令により各職種に認められている業務範囲の中で、職種間で適切に役割分担を図り業務を行っております。役割分担にあたっては、責任の所在を明確化した上で、医師の事前の指示、直接指示のもとに事務職員等が代行できる業務を下記のように定めております。

記

- 診断書
 - 診療録
 - 処方箋
 - 医療要否意見書
 - 主治医意見書
 - 診療や検査の予約
 - 診療に関するデータ整理
 - 臨床研修カンファレンスの準備
 - 学会、研究会の補助
 - 検査データ整理
 - 診療情報提供書に対する返信
- 医師が最終的に確認し署名する

以上